

長野県公安委員会 告示 第 56 号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第103条の規定による行政処分について
公開による意見の聴取を行うので、同法第104条第1項の規定に基づき、下記のとおり
公示する。

令和 8年 8月 17日

長野県公安委員会



記

意見の聴取の期日 令和 8年 9月 3日 午前9時00分

意見の聴取の場所 長野市川中島町原704-2
北信運転免許センター

長野県公安委員会 告示 第 56 号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第103条の規定による行政処分について
公開による意見の聴取を行うので、同法第104条第1項の規定に基づき、下記のとおり
公示する。

令和 8年 8月 17日

長野県公安委員会



記

意見の聴取の期日 令和 8年 9月 3日 午前9時00分

意見の聴取の場所 塩尻市大字宗賀字桔梗ヶ原73-116
中南信運転免許センター

長野県公安委員会告示 第 57 号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第103条の規定による行政処分について公開による聴聞を行うので、同法第104条の2第2項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

令和8年8月17日

長野県公安委員会



記

聴聞の期日 令和 8年 9月 3日 午前 9時00分

聴聞の場所 長野市川中島町原704-2
北信運転免許センター

長野県公安委員会告示 第 57 号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第103条の規定による行政処分について公開による聴聞を行うので、同法第104条の2第2項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

令和8年8月17日

長野県公安委員会



記

聴聞の期日 令和 8年 9月 3日 午前 9時00分

聴聞の場所 塩尻市大字宗賀字桔梗ヶ原73-116
中南信運転免許センター